

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星	日墨協定	単位 I	単位 II
0101		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)									
010110		純粋種の繁殖用のもの									
		1馬									
	110	(1)サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	(無税)				A	0.0%		NO
		(2)その他のもの									
	121	A軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税	(無税)				A	0.0%		NO
	122	Bその他のもの	4,000,000 円/頭	3,400,000 円/頭							NO
	200	2ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	(無税)				A	0.0%		NO
010190		その他のもの									
		1馬									
	110	(1)軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	(無税)				A	0.0%		NO
		(2)その他のもの									
	121	A軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税	(無税)				A	0.0%		NO
	122	Bその他のもの	4,000,000 円/頭	3,400,000 円/頭							NO
	200	2ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	(無税)				A	0.0%		NO
0102		牛(生きているものに限る。)									
010210	000	純粋種の繁殖用のもの	無税	(無税)				A	0.0%		NO
010290		その他のもの									
	010	1水牛	無税	(無税)				A	0.0%		NO
		2その他のもの									
	092	(1)1頭の重量が300キログラム以下のもの	45,000円 /頭	38,250円 /頭							NO
	099	(2)その他のもの	75,000円 /頭	63,750円 /頭							NO
0103		豚(生きているものに限る。)									
010310	000	純粋種の繁殖用のもの	無税	(無税)				A	0.0%		NO
		その他のもの									
010391	000	1頭の重量が50キログラム未満のもの	10%	8.5%							NO
010392		1頭の重量が50キログラム以上のもの	10%								
	011	*[1]1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格(生きている豚に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第1項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。以下のもの		(19,508円 /頭)			19,508円 /頭				NO
	012	*[2]1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格(生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[3]に定める率(例えば、9.8%の場合は0.098)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。))以下のもの		(19,508円 /頭)			1頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額				NO

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星	日墨協定	単位 I	単位 II
	020	*[3]1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%				NO
0104		羊及びやぎ(生きているものに限る。)						A			
010410	000	羊	無税	(無税)					0.0%		NO
010420	000	やぎ	無税	(無税)					0.0%		NO
0105		家きん(鶏(ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びびほろほろ鳥で、生きているものに限る。)						A			
		1羽の重量が185グラム以下のもの									
010511	000	鶏(ガルス・ドメスティクス)	無税	(無税)					0.0%		NO
010512	000	七面鳥	無税	(無税)					0.0%		NO
010519	000	その他のもの	無税	(無税)					0.0%		NO
		その他のもの									
010592	000	鶏(ガルス・ドメスティクス。1羽の重量が2,000グラム以下のものに限る。)	無税	(無税)					0.0%		NO
010593	000	鶏(ガルス・ドメスティクス。1羽の重量が2,000グラムを超えるものに限る。)	無税	(無税)					0.0%		NO
010599	000	その他のもの	無税	(無税)					0.0%		NO
0106		その他の動物(生きているものに限る。)						A			
		哺乳類									
010611	000	霊長類	無税	(無税)					0.0%	NO	KG
010612	000	くじら目及び海牛目	無税	(無税)					0.0%	NO	KG
010619		その他のもの	無税	(無税)							
		-食肉目									
	012	-フェレット							0.0%	NO	KG
	019	-その他のもの							0.0%	NO	KG
	020	-うさぎ目							0.0%	NO	KG
	030	-翼手目							0.0%	NO	KG
		-齧歯目									
	041	-ハムスター							0.0%	NO	KG
	042	-モルモット							0.0%	NO	KG
	044	-チンチラ							0.0%	NO	KG
	045	-リス							0.0%	NO	KG
	046	-ラット							0.0%	NO	KG
	047	-マウス							0.0%	NO	KG
	049	-その他のもの							0.0%	NO	KG
	090	-その他のもの							0.0%	NO	KG
010620		爬虫類	無税	(無税)							
	010	-かめ目							0.0%	NO	KG
	020	-ワニ目							0.0%	NO	KG
		-有鱗目									
	031	-トカゲ亜目							0.0%	NO	KG
	039	-その他のもの							0.0%	NO	KG
	090	-その他のもの							0.0%	NO	KG
		鳥類									
010631	000	猛禽類	無税	(無税)					0.0%	NO	KG
010632	000	おうむ目	無税	(無税)					0.0%	NO	KG
010639		その他のもの	無税	(無税)							
	010	-はと目							0.0%	NO	KG
	090	-その他のもの							0.0%	NO	KG
010690		その他のもの	無税	(無税)							
		-両生類									
	011	-無尾目							0.0%	NO	KG
	012	-有尾目							0.0%	NO	KG
	019	-その他のもの							0.0%	NO	KG
	020	-昆虫類							0.0%	NO	KG
	090	-その他のもの							0.0%	NO	KG